

コピ参考

熱海市長 川口 市雄 殿

今般、[REDACTED]宛に、平成15年2月21日付で静岡県知事 石川 嘉延氏より命令書(熱土第72-21号)ならびに弁明の機会付与通知書(熱土第72-20号)が送付された事に対し行政の一方的見地による処分は誠に遺憾である。貴庁が昭和62年10月31日、内田 滋氏発行の土地一時使用賃借契約書中第8条一項二項の約束事が守られていない、よって当社が自費施工した道路内水道本管を速やかに撤去されたい。

撤去期限は、平成15年6月30日とする。

期限が守られない時は、当社名義の地中に有する水道本管は取り外します。

#### 質問事項

- 昭和62年より平成12年2月5日迄、[REDACTED]に対し水道本管理設地使用料の地代総額を明確に当社に提示せよ。

#### 請求事項

- 水道管敷設の為に為した道路築造費用1億4,200万円を支払え。

尚、本書到達後10日以内に解答を求めます。

平成15年2月25日

[REDACTED]